

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 白光会
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市薬師 1 丁目 1 2 番 2 2 号
 (3) 設立認可年月日 昭和 4 7 年 9 月 1 日
 (4) 設立登記年月日 昭和 4 7 年 2 月 2 7 日
 (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	白石 幸三	白石記念クリニック 管理者
理 事	原田 みよ子	
同	尊田 和徳	白石病院 管理者
同	白石 貴之	
同	松元 利夫	
同	島田 剛	島田泌尿器科医院 管理者
同	尾崎 厚夫	谷山腎クリニック 管理者
同	水田 敏久	加治木中央クリニック 管理者
同	竹之内 賢一	
監 事	吉留 厚弘	
同	稲田 智子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）
 (2)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	白石病院	4610113591	鹿児島県鹿児島市薬師 1 丁目 1 2 番 2 2 号	一般病床 4 0 床 療養病床 9 0 床 [医療保険 9 0 床] [介護保険 0 床]

診療所	白石記念クリニック	4610120414	鹿児島県鹿児島市鷹師 2丁目5番19号	一般病床	床
診療所	島田泌尿器科 医院	4611911290	鹿児島県霧島市隼人町 東郷1丁目296番地	一般病床	床
診療所	谷山腎クリニック	4610127765	鹿児島市谷山中央1丁 目4121番地7	一般病床	床
診療所	加治木中央ク リニック	4614511063	姶良市加治木町木田4 10番1	一般病床	床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	実施場所	備 考
指定訪問介護事業	4610113591	鹿児島県鹿児島市薬師 1丁目12番22号	
指定居宅介護支援事業	4610113591	鹿児島県鹿児島市薬師 1丁目12番22号	
有料老人ホーム「ソレイ シア」	4610113591	鹿児島県鹿児島市薬師 1丁目12番22号	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 4月25日 役員辞任に伴う役員就任に関する決定
 令和 6年 5月29日 役員任期満了に伴う役員改選の決定
 令和 6年 6月27日 令和5年度決算の承認
 借入金額の最高限度額の決定
 議事録署名人の決定
 令和 6年 7月11日 病院関係用不動産購入の承認
 令和 6年 8月 8日 病院関係用土地購入の承認
 令和 7年 3月15日 令和7年度事業計画と予算の承認

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし

(9) その他

特になし

様式第三号

法人名 社会医療法人 白光会

所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	12,339,807 千円
2. 負 債 額	577,014 千円
3. 純 資 産 額	11,762,793 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,628,404
B 固 定 資 産	5,711,403
C 資 産 合 計 (A+B)	12,339,807
D 負 債 合 計	577,014
E 純 資 産 (C-D)	11,762,793

※千円未満は切り捨てて表示しております。

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人 白光会

所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

貸借対照表					
平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末	
資産	負債・純資産	資産	負債・純資産	資産	負債・純資産
現金及び預金		現金及び預金		現金及び預金	
債権		債権		債権	
固定資産		固定資産		固定資産	
繰上り費用		繰上り費用		繰上り費用	
負債		負債		負債	
純資産		純資産		純資産	
合計		合計		合計	

(令和7年3月31日現在)

(單位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	6,628,404	I 流 動 負 債	415,457
現金及び預金	5,820,250	買掛金	145,942
事業未収金	704,521	未払金	44,146
たな卸資産	60,217	未払費用	147,857
前払費用	38,551	未払法人税等	171
その他の流動資産	4,865	未払消費税等	2,835
		前受収益	2,420
		預り金	8,395
		賞与引当金	54,407
		その他の流動負債	9,284
II 固 定 資 産	5,711,403		
1 有 形 固 定 資 産	5,666,680	II 固 定 負 債	161,557
建物	2,582,971	長期預り金	936
構築物	61,681	退職給付引当金	160,621
医療用器械備品	134,061		
その他の器械備品	70,019		
車両及び船舶	2,578		
土地	2,815,370		
建設仮勘定	0		
2 無 形 固 定 資 産	20,100	負債合計	577,014
ソフトウェア	17,945		
その他の無形固定資産	2,155	純資産の部	
		科 目	金 額
3 その他の資産	24,623	I 積立金	11,762,793
役員等長期貸付金	1,309		
長期前払費用	13,864	設立等積立金	1,708,000
その他の固定資産	9,450	繰越利益積立金	10,054,793
		純資産合計	11,762,793
資産合計	12,339,807	負債・純資産合計	12,339,807

様式第二号

法人名 社会医療法人 白光会
所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,426,044
2 事業費用		3,913,507
本来業務事業利益		512,537
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		74,344
2 事業費用		96,292
附帯業務事業損失		△ 21,948
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		33,131
2 事業費用		15,896
収益業務事業利益		17,235
事業利益		507,824
II 事業外収益		
受取利息	2,597	
その他の事業外収益	2	2,599
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	0	0
経常利益		510,423
IV 特別利益		
固定資産売却益	10	
その他の特別利益	0	10
V 特別損失		
固定資産除却・売却損	19,680	
その他の特別損失	19,378	39,058
税引前当期純利益		471,375
法人税・住民税及び事業税	171	171
当期純利益		471,204

法人名 社会医療法人白光会
所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 白光会
理事長 白石 幸三 殿

私たちは、社会医療法人 白光会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月18日

社会医療法人 白光会

監事 吉留 厚弘

監事 稲田 智子

